

不祥事や苦情の 対応は辛い

忙しいと本当に目が回る

9月で就任6ヶ月目に入りました。会長からは「副会長は今や全身に油が回り、エンジン全開状態であるべきだ」などとハッパをかけられています。担当委員会の活動も活発化し、意見書や会長声明が何本も出されるようになったほか、委員会から提出される決裁書類の量も大幅に増えてきました。

副会長は、これらの処理に追われ、5階の会議室と6階の役員室を頻繁に行き来しています。時には昼食を摂り損ねることもあります。よく、「目の回るような忙しさ」と言いますが、実際に目が回って足元がフラつくこともあります。

突発的に発生する不祥事

本来の仕事の処理だけで忙しいところ、不祥事が発生するとその対応は辛いものがあります。残念なことですが、連続的に不祥事が起こることもあります。

問題が発生すると理事者として調査することになります。被害者や問題を起こした当該の弁護士に会館に来てもらって事情を聴取したり、証拠を収集したりします。

調査の結果、放置できない問題だと判断した場合は、会立件として綱紀委員会に調査命令を出します。

ただでさえ忙しいのに、予定外の突発的な不祥事が発生すると「もう勘弁してくれ」という気になってきます。

市民窓口の苦情内容

市民窓口委員会を担当している関係上、毎日の苦情報告に目を通しています。

しつこく同じ苦情を繰り返すクレーマーや、事件の相手方からの苦情の場合はあまり問題はあり

副会長 小林 七郎

主な担当業務
市民窓口、選挙管理、人権、消費者、高齢者・障害者、公害環境、両性、司法修習、民訴、外国人、労働法制、公益通報



ませんが、依頼者からの苦情が頻繁に寄せられる場合は要注意です。事件処理がなおざりであったり、依頼者の要望に耳を貸さないといった苦情が多いですが、これは受任弁護士の努力で改善できることです。なかには非弁提携やその他の違法行為が疑われるケースもあります。また、最近増加傾向にあるのは、弁護士が鬱病になってしまって事件処理が放置されているケースです。この場合は、依頼者はもちろん弁護士にとっても気の毒なケースです。

こうした様々な苦情の中で、調査を必要とするケースが相当数あります。今までは担当理事者が調査してきましたが、とても対応しきれないので、現在、理事者の調査を補助する組織をつくることを検討しています。

不祥事の発生原因と防止策

非弁提携や業務上横領など反倫理性の強いケースについては倫理意識を高めてもらうしかありませんが、少しの注意や努力をするだけで防止できるケースもあります。

今年は、7月18日に行なわれた夏期合同研究の全体討議の第2部で「弁護士がトラブルに巻き込まれないために」というテーマでパネルディスカッションが行なわれました。ここでは市民窓口、紛議調停、非弁提携、弁護士倫理、業務妨害の各委員会から問題となるケースについて報告が行なわれました。多くの会員の悩みを解決する手助けになる企画となったはずです。

会員の皆さんには今後もこのような企画に積極的に参加し、義務となっている倫理研修もきちんと受けていただくことなどによって、依頼者等とのトラブルだけでなく、不祥事も防止できるのではないかと期待しています。